				1		(取於以此, 文和) 午 3 月 22 日 )
対象国·地 域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
		現場検査の結果、異種フグが発見されたものに限る。	魚種鑑別	-	フグの種類の鑑別を行うこと。	有毒フグが混入しているおそれがあるため。
	すじこ	-	亜硝酸根	別表3によること。	平成12年3月30日付け衛化第15号「食品中の食品添加物分析法について」によること。	成分規格(0.005g/kg)又は使用基準(残存量として0.0050g/kg)を超える亜硝酸根が検出されるおそれがあるため。
	乾燥いちじく	-	総アフラトキシン(アフラトキシン $B_1$ 、 $B_2$ 、 $G_1$ 及び $G_2$ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	キャッサパ及びその加工品 (でんぷんを除く。)	-	シアン化合物	別表1の3によること。	平成14年11月21日付け食基発第1121002号及び 食監発第1121002号別添「タビオカでん粉中のシア ン化合物試験法」によること。	シアン化合物を含有しているおそれがあ るため。
	シアン化合物含有豆類	-	シアン化合物	別表1の3によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	シアン化合物を含有しているおそれがあ るため。
全輸出国	ピスタチオナッツ	19リア性及び不国性にのつては合く	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG₂の総 和)	別表2によること。 ただしイラン産殻付きピスタチオナッツについては、貨物「コンテナ分(20feet)を「ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することし、1分割あたり5kg(可食部)採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注2)	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。
	ブラジルナッツ、アーモンド、チリベッ パー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトム ギ	-	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG₂の総 和)	別表2によること。 ただし中国産ハトムギについては、貨物1コンテナ分(20feet)を1ロットとし、1ロットを8 割した後、各分割の全ての容器包装から 検体を採取することとし、1分割あたり5kg採 取したものを検体(合計8検体)とすること。 (注2)	平成23年8月16日付け食安発0816第2号 「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。
	ミックススパイス及びミックスナッツ	落花生、ピスタチオナッツ、ブラジル ナッツ、アーモンド、チリペッパー、レッ ドペッパー、ナッメグ及びハトムギのい ずれか又はその合計の含有量が10% 以上のものに限る。	シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付 着又は含有しているおそれがあるため。
	落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。)		総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、 $G_1$ 及び $G_2$ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号 「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付 着又は含有しているおそれがあるため。
	炭酸水素アンモニウム及びこれを含む食 品	BROADTECH CHEMICAL INTERNATIONAL CO.,LTD.が製造 した炭酸水素アンモニウムに限る。	メラミン	別表1の2によること。	平成20年10月2日付け食安監発第1002003号「食品中のメラミンの試験法について」によること。	メラミンが使用されているおそれがあるた め。
アルゼンチ ン	いんげん豆	•	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。
イスラエル		別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、 $G_1$ 及び $G_2$ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
イタリア		別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	リステリア·モ <i>ノ</i> サイトゲネス		平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	腸管出血性大腸菌026	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌026、0103、0 111、0121、0145及び0157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されている おそれがあるため。

						(取於以此: 令和5年3月22日)
対象国·地 域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
	とうもろこし(粉を含む。 甘味種を除く。)		総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表2によること。		総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付 着又は含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ及びその加工品 (ピスタチオナッツを30%以上含有するもの に限る。)		総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付 着又は含有しているおそれがあるため。
	アーモンド、乾燥いちじく又はくるみを含む 食品	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含 有しているおそれがあるため。
	アーモンド、 ピスタチオナッツ又はヘーゼ ルナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表2によること。		総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含 有しているおそれがあるため。
	赤とうがらし又はビスタチオナッツを含む食 品	のに限る	総アフラトキシン(アフラトキシン $B_1$ 、 $B_2$ 、 $G_1$ 及び $G_2$ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含 有しているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシン $B_1$ 、 $B_2$ 、 $G_1$ 及び $G_2$ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
イラン			総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、 $G_1$ 及び $G_2$ の総和)	別表2によること。		総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	養殖えび(ブラックタイガー(ウシエビ)を除く。)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	フラゾリドン	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	フラゾリドンが残留しているおそれがある ため。
	カシューナッツ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	-	クロルピリホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について,によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホス が検出されるおそれがあるため。
	ケツメイシ(エビスグサ(ロッカクソウ)の種子)及びその加工品(ケツメイシを30%以上含有するものに限る。)		総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付 着又は含有しているおそれがあるため。
インド		別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	ヘキサコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるヘキサコナ ゾールが検出されるおそれがあるため。
	トウジンビエ(学名: Pennisetum glaucumm) (粉を含む。)		総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、 $G_1$ 及び $G_2$ の総和)	別表2によること。		総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付 着又は含有しているおそれがあるため。
	とうもろこし(粉を含む。 甘味種を除く。)	-	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、 $G_1$ 及び $G_2$ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付 着又は含有しているおそれがあるため。
	ナツメグを含む食品	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、 $G_1$ 及び $G_2$ の総和)	別表2によること。		総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、 $G_1$ 及び $G_2$ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	生食用切り身まぐろ	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	サルモネラ属菌	別表1の4によること。	平成5年3月17日付け衛乳第54号別紙1の第3の1の (3)「サルモネラ属菌試験法」によること。	サルモネラ属菌で汚染されているおそれがあるため。
インドネシ ア	コーヒー豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		イソプロカルブ	別表1の3によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるイソプロカルブ が検出されるおそれがあるため。

対象国·地 域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
英国	ピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシン $B_1$ 、 $B_2$ 、 $G_1$ 及び $G_2$ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
エクアドル	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	2,4-ジクロロフェノキシ酢 酸	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2,4-ジクロロフェノキシ酢酸が検出されるおそれがあるため。
オーストラリア	りんごジュース(原料果汁がりんごに由来 するものに限る。) 及び原料用りんご果汁	-	パツリン	(1)缶入りまたはカートン入りで内容量4.5kg 以上のものについては別表1の10によること。 (2)(1)以外のものについては、別表1の11 によること。	平成26年12月22日付け食安発1222第5号「清涼飲料水等の規格基準の一部改正に係る試験法について」によること。	基準値 (0.050 ppm) を超えるパツリンが検出されるおそれがあるため。
カナダ	ロブスター(大西洋沿岸で採取されたもので、甲殻内の肝膵臓及び胃等を含む可食内臓部位に限る。)及びその加工品	別途指示する輸出者から輸出されたものであって、かつ別途示すカナダ政府が発行したロブスター管理に係る証明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒	別表1の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法 等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。
73.7	亜麻及びその加工品	-	安全性未審査の遺伝子組 換え亜麻(FP967)	平成24年11月16日付け食安発1116第4号 「安全性未審査の組換えDNA技術応用食 品の検査方法の一部改正について」による こと。	平成24年11月16日付け食安発1116第4号「安全性 未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法の 一部改正について」によること。	安全性未審査遺伝子組換え亜麻 (FP967)が検出されるおそれがあるた め。
	豚肉	別途指示する処理場において処理されたものを除く。	スルファジミジン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出されるおそれがあるため。
	活鰻	別途示す韓国政府が発行したオキソリニック酸に係る証明書が添付されているものを除く。	オキソリニック酸	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるオキソリニック酸が検出されるおそれがあるため。
	養殖ひらめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する登録養殖場、加工場及び輸出者であって、かつ別途示す韓国政府が発行したオキシテトラサイクリン及びエンロフロキサシンに係る証明書が添付されているものを除く(冷蔵ひらめ肉については、韓国政府の養殖ひらめの証明書及び冷蔵ひらめ内確認証明書の2枚1組で構成されていること)。	オキシテトラサイクリン エンロフロキサシン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが検出されるおそれ及びエンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
韓国	養殖ひらめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する養殖業者が出荷した、 活又は生鮮のもの(加熱加工用を除 く。)に限る。	クドア・セプテンプンクター タ	別表1の8によること。	平成28年4月27 日付け生食監発0427第3号 「Kudoa seputempunctataの検査法について」による こと。	1.0×10 <sup>6</sup> 個を超えるクドア・セプテンプン クタータ胞子が検出されるおそれがある ため。
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	-	麻痺性貝毒 下痢性貝毒	別表1の5によること。	麻痺性貝毒: 昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法 等について」によること。 下痢性貝毒: 平成27年3月6日付け食安基発0306第4号・食安監 発0306第2号「下痢性貝毒(オカダ酸群)の検査に ついて」によること。	規制値(麻痺性貝毒: 4 MU/g、下痢性貝毒: 0.16 mgOA当量/kg)を超える貝毒が検出されるおそれがあるため。
	生食用アカガイ	別途指示する製造者で処理されたも のに限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがある ため。
	生食用タイラギガイ	別途指示する製造者で処理されたも のに限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介 類の成分規格に適合しないおそれがある ため。

						(最終改正:令和5年3月22日)
対象国·地 域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
	青とうがらし及びその加工品	別途指示する韓国政府により輸出者 IDの登録がされた輸出者から輸出され た生鮮青とうがらしを除く。	フルキンコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナ ゾールが検出されるおそれがあるため。
	(簡易な加工に限る。)	-	テブフェンピラド ヘキサコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるテブフェンビラ ド及び基準値(0.01ppm)を超えるヘキサ コナゾールが検出されるおそれがあるた め。
	赤とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	プロピコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロピコナ ゾールが検出されるおそれがあるため。
韓国	エゴマ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	パクロブトラゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるパクロプトラ ゾールが検出されるおそれがあるため。
	トマト及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する韓国政府により輸出者 IDの登録がされた輸出者から輸出され た生鮮トマトを除く。	フルキンコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナ ゾールが検出されるおそれがあるため。
	ミニトマト及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する韓国政府により輸出者 IDの登録がされた輸出者から輸出され た生鮮ミニトマトを除く。	フルキンコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナ ゾールが検出されるおそれがあるため。
	まくわうり(漬物用まくわうりを除く。)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する韓国政府により輸出者 IDの登録がされた輸出者から輸出され た生鮮まくわうりを除く。	クロルフェナビル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルフェナピ ルが検出されるおそれがあるため。
	キムチ	別途指示する製造者で処理されたも のに限る。	腸管出血性大腸菌0103	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌026、0103、0 111、0121、0145及び0157の検査法,によること。	腸管出血性大腸菌O103で汚染されてい るおそれがあるため。
北朝鮮	ハタハタ	加工品を除く。	鉛片の混入	-	全量について金属探知器による鉛片の混入の有無 を確認すること。	鉛片が混入しているおそれがあるため。
70+1047	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	-	麻痺性貝毒	別表1の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検 出されるおそれがあるため。
クロアチア	アーモンド又は乾燥いちじくを含む食品	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含 有しているおそれがあるため。
コートジボ ワール	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	2,4-ジクロロフェノキシ酢 酸	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2,4-ジクロロフェノキシ酢酸が検出されるおそれがあるため。
スイス	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しな いおそれがあるため。
	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	リステリア・モ <i>ノ</i> サイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しな いおそれがあるため。
スペイン	乾燥いちじくを含む食品		総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表2によること。		総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含 有しているおそれがあるため。
	乾燥いちじく又はアーモンドを含む食品	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)		平成23年8月16日付け食安発0816第2号 「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含 有しているおそれがあるため。
タイ	生食用えび(生食用鮮魚介類及び生食用 冷凍鮮魚介類に限る。)	別途指示する製造者で処理されたも のに限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介 類の成分規格に適合しないおそれがある ため。
	ゆでがに(飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。)	別途指示する製造者で処理されたも のに限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	ゆでがにの成分規格に適合しないおそれ があるため。

対象国·地 域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
	アカワケギ(アカシャロット)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	ハロキシホップ	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える八口キシホップが検出されるおそれがあるため。
	おくら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ 別途指示する輸出者から輸出された 生鮮お〈らを除〈。	EPN	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
	グリーンアスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ 別途指示する輸出者から輸出された 生鮮グリーンアスパラガスを除く。	EPN	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
	ドリアン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	プロシミドン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロシミドンが 検出されるおそれがあるため。
タイ	バナナ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ 別途指示する輸出者から輸出された 生鮮パナナを除く。	シペルメトリン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	生鮮マンゴーにあっては、別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ別途指示する輸出者から輸出されたものを除く。冷凍カットマンゴー及びフリーズドライマンゴーにあっては、別途指示する製造者が製造したもので、かつ別途示及びプロビコナゾールに係る証明書が添付されているものを除く。	クロルビリホス プロビコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホス 及び基準値(0.01ppm)を超えるプロビコ ナゾールが検出されるおそれがあるた め。
	マンゴスチン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ 別途指示する輸出者から輸出された 生鮮マンゴスチンを除く。	イマザリル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるイマザリルが 検出されるおそれがあるため。
	豚肉	別途指示する処理場において処理されたものを除く。	スルファジミジン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出されるおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品 (白焼き及び蒲焼きに限る。)	別途示す台湾行政院農業委員会漁業 署が発行した輸出証明書が添付され ているもの除く。	スルファジミジン	別表1の4によること。	鰻及び白焼き鰻: 平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。 蒲焼き鰻: 平成16年3月31日付け食安輸発第0331002号別添2の別紙「ウナギ蒲焼きの合成抗菌剤一斉分析法」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれが あるため。
台湾	切り身のテラピア(イズミダイ) (スモーク品(薫製品)と称しているものを含む。)	現場検査において、鮮紅色を呈することが確認されたものに限る。ただし、平成10年1月16日付け衛乳第6号及び衛化第1号に基づき一酸化炭素による処理をされていないと判断されたものを除く。	一酸化炭素	別表1の2によること。	平成25年4月4日付け食安監発0404第3号「鮮魚中の一酸化炭素の検査法について」によること。	一酸化炭素が使用されているおそれがあるため。
	ウーロン茶及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	カルバリル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるカルバリルが 検出されるおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩 及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	サイクラミン酸	別表1の1によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれが あるため。
	-					

対象国·地	製品検査の対象食品等	 条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
域(注1) タンザニア	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	イミダクロプリド	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるイミダクロブリ ドが検出されるおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品	別途指示する養殖場で養殖及び加工場で加工されたものであって、別途示す中国政府が発行したオキソリニック酸に係る証明書が添付されているものを除く。	オキソリニック酸	鰻については別表1の4によること。 加工品については別表1の7及び平成19 年8月8日付け食安輸発第0808002号によ ること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるオキソリニック酸 が検出されるおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品 (白焼きに限る。)	別途指示する養殖場で養殖及び加工 場で加工されたものを除く。	スルファジミジン	鰻については別表1の4によること。 加工品については別表1の7及び平成19 年8月8日付け食安輸発第0808002号によること。	平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれが あるため。
	生食用ウニ	別途指示する製造者で処理されたも のに限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介 類の成分規格に適合しないおそれがある ため。
	スッポン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	エンロフロキサシン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれ があるため。
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	淡水産であることを示す中国政府の証 明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒 下痢性貝毒	麻痺性貝毒については別表1の5に、下痢性貝毒については別表1の6によること。	麻痺性貝毒: 昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法 等について」によること。 下痢性貝毒: 平成27年3月6日付け食安基発0306第4号・食安監 発0306第2号「下痢性貝毒(オカダ酸群)の検査に ついて」によること。	規制値(麻痺性貝毒: 4 MU/g、下痢性貝毒: 0.16 mgOA当量/kg)を超える貝毒が検出されるおそれがあるため。
中国	赤とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	プロピコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値 (0.01ppm) を超えるプロピコナ ゾールが検出されるおそれがあるため。
	くわい(学名: Sagittaria trifolia) 及びその加工品(簡易な加工に限る。)	-	パクロプトラゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値 (0.01ppm) を超えるパクロプトラ ゾールが検出されるおそれがあるため。
	そば(粉を含む。)	-	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表2によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任 意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計 15か所から計10kg以上を採取したものを縮 分して1kg、1検体とすること。	トキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付 着又は含有しているおそれがあるため。
	では <i>(初を</i> 占 <b>ひ。</b> )	-	ハロキシホップ	別表1の3によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任 意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計 15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える八ロキシホップが検出されるおそれがあるため。
	たまねぎ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	チアメトキサム	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるチアメトキサム が検出されるおそれがあるため。
	にんじん及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	ジメトモルフ トリアジメノール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジメトモルフ及び基準値(0.1ppm)を超えるトリアジメノールが検出されるおそれがあるため。
	にんにくの茎及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	プロシミドン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロシミドンが 検出されるおそれがあるため。

別添1 <mark>(最終改正:令和5年3月22日)</mark>

対象国·地 域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
	ひまわりの種子及びその加工品(ひまわりの種子を30%以上含有するものに限る。)	-	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、 $G_1$ 及び $G_2$ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号 「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付 着又は含有しているおそれがあるため。
	ブロッコリー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	プロシミドン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について,によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロシミドンが 検出されるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		エンドリン クロルビリホス	別表1の3によること。	クロルビリホス: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。 エンドリン: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物 等の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルビリホス が検出されるおそれ、エンドリンが検出さ れるおそれがあるため。
		別途指示する加工企業のほうれんそう 加工品に限る。	エンドリン	別表1の3によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	エンドリンが検出されるおそれがあるた め。
中国	アーモンド、チアシード又は落花生を含む 食品	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	赤とうがらし、花椒又は落花生を含む食品	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	赤とうがらし又は落花生を含む食品	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシン $B_1$ 、 $B_2$ 、 $G_1$ 及び $G_2$ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	〈るみ又はひまわりの種子を含む食品	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号 「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩 及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	サイクラミン酸	別表1の1によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれが あるため。
		別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	放射線照射	別表1の2によること。	平成19年7月6日付け食安発第0706002号「放射線 照射された食品の検知法について」によること。	放射線照射がおこなわれているおそれがあるため。
	ヘーゼルナッツ	-	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付 着しているおそれがあるため。
トルコ	乾燥いちじくを含む食品	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号 「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号 「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
ネパール	そば(粉を含む。)	-	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付 着又は含有しているおそれがあるため。
-177 70	赤とうがらし又はターメリックを含む食品	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
パキスタン	ごまの種子	-	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	 別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付 着しているおそれがあるため。

別添1 <mark>(最終改正:令和5年3月22日)</mark>

						(取於以止:文和3年3月22日)
対象国·地 域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
パキスタン	赤とうがらし、ピスタチオナッツ又はひよこ 豆を含む食品	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号 '総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
パラグアイ	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者から輸出された ごまの種子を除く。	カルバリル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるカルバリルが 検出されるおそれがあるため。
ハンガリー	ピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
バングラデ シュ	赤とうがらし、ターメリック、ひよこ豆又は落 花生を含む食品	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシン $B_1$ 、 $B_2$ 、 $G_1$ 及び $G_2$ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号 '総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	生食用ウニ	別途指示する製造者で処理されたも のに限る。	腸炎ビブリオ	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号 「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介 類の成分規格に適合しないおそれがある ため。
	生食用切り身まぐろ	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	サルモネラ属菌	別表1の4によること。	平成5年3月17日付け衛乳第54号別紙1の第3の1の (3)「サルモネラ属菌試験法」によること。	サルモネラ属菌で汚染されているおそれ があるため。
フィリピン	おくら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者から輸出された 生鮮お〈5を除〈。	テプフェ/ジド フルアジホップブチル メタミドホス	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるテブフェ/ジド、基準値(0.01ppm)を超えるテブフェ/ジド、基準値(0.01ppm)を超えるフルアジホップブチル及び基準値(0.5ppm)を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。
	バナナ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者又は包装者から 輸出された生鮮バナナを除く。	フィプロニル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.005ppm)を超えるフィプロニル が検出されるおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示すフィリビン政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ登録輸出者から輸出された生鮮マンゴーを除く。	クロルビリホス フェントエート	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値 (0.01ppm) を超えるクロルピリホス 及び基準値(0.01ppm)を超えるフェント エートが検出されるおそれがあるため。
ブラジル	いんげん豆	-	総アフラトキシン(アフラトキシン $B_1$ 、 $B_2$ 、 $G_1$ 及び $G_2$ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号 「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。
		リステリアに関する政府機関の証明書 が添付されているものを除く。ただし、 別途指示するものを除く。	リステリア・モノサイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のも の)タイプのナチュラルチーズ(注3)	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	腸管出血性大腸菌0103	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌026、0103、0 111、0121、0145及び0157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌0103で汚染されているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	腸管出血性大腸菌026	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌026、0103、0 111、0121、0145及び0157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌026で汚染されている おそれがあるため。
フランス		別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	腸管出血性大腸菌0145	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌026、0103、0 111、0121、0145及び0157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌0145で汚染されているおそれがあるため。
	ナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	腸管出血性大腸菌0157	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌026、0103、0 111、0121、0145及び0157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌0157で汚染されているおそれがあるため。
	)	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	腸管出血性大腸菌026	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌026、0103、0 111、0121、0145及び0157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌026で汚染されている おそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	腸管出血性大腸菌0111	別表1の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌026、0103、0 111、0121、0145及び0157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌0111で汚染されているおそれがあるため。

社会団 #4			Ī			(取於以此, 文和3年3月22日)
対象国·地 域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
	ナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	リステリア·モ/サイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため及びリステリア・モノサイトゲネスに高度に汚染されているおそれがあるため。
フランス	アーモンド又はごまの種子を含む食品	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号 「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含 有しているおそれがあるため。
	赤とうがらし又はピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含 有しているおそれがあるため。
ブルガリア	アーモンド、きび、 ピスタチオナッツ又はひ まわりの種子を含む食品	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含 有しているおそれがあるため。
	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	リステリア・モ <i>ノ</i> サイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しな いおそれがあるため。
	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のも の)タイプのナチュラルチーズを主要原料と する食品 (加熱せずに食するものに限る。)(注3)	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	リステリア・モ <i>!</i> サイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しな いおそれがあるため。
	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のも の)タイプのナチュラルチーズ(注3)	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	リステリア・モ <i>ノ</i> サイトゲネス	別表1の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しな いおそれがあるため。
米国	とうもろこし(粉を含む。 甘味種を除く。)	-	和)	う。) においてサンプリングを行う場合には、 ハッチの上部、中部、下部を搬入するサイ	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」又は平成23年8月16日付け食安監発0816第7号「トウモロコシ中の総アフラトキシンの試験法について」に示す簡易測定装置を用いた試験法によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付 着又は含有しているおそれがあるため。
	乾燥なつめやし	-	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含 有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ及びその加工品 (ビスタチオナッツを10%以上含有するもの に限る。)	-	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)		平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付 着又は含有しているおそれがあるため。
	ターメリックを含む食品	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含 有しているおそれがあるため。
		別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	放射線照射	別表1の2によること。	平成19年7月6日付け食安発第0706002号「放射線 照射された食品の検知法について」によること。	放射線照射がおこなわれているおそれが あるため。

						(取於以止: 党和5年3月22日)
対象国·地 域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
	えび及びその加工品(簡易な加工に限 る。)	-	エンロフロキサシン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれ があるため。
	養殖えび及びその加工品(簡易な加工に限る。)	-	ドキシサイクリン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	ドキシサイクリンが残留しているおそれが あるため。
	カエル及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	エンロフロキサシン フラゾリドン	別表1の4によること。	エンロフロキサシン: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。 フラゾリドン: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物 等の規格基準」によること。	エンロフロキサシン及びフラゾリドンが残 留しているおそれがあるため。
	かわはぎ及びその加工品	-	クロラムフェニコール	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそ れがあるため。
	水産食品 (無加熱で摂取されるもの又は国内において十分な加熱(70 1分又はこれと同等以上)を経た上で販売されることが確認できないものに限る。)	別途指示する業者が製造又は輸出したものに限る。	赤痢菌	別表1の5によること。	平成14年1月9日付け事務連絡「赤痢菌の試験法 について」によること。	赤痢菌で汚染されているおそれがあるた め。
	赤とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	プロピコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロピコナ ゾールが検出されるおそれがあるため。
ベトナム	きだちとうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	トリシクラゾール プロピコナゾール ヘキサコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリシクラゾール、基準値(0.01ppm)を超えるプロピコナゾール及び基準値(0.01ppm)を超えるヘキサコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	シソクサ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	イソプロチオラン イプロペンホス トリシクラゾール ヘキサコナゾール ルフェヌロン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるイソプロチオラン、基準値(0.01ppm)を超えるイプロベンホス、基準値(0.01ppm)を超えるトリシクラゾール、基準値(0.01ppm)を超えるヘキサコナゾール及び基準値(0.01ppm)を超えるルフェヌロンが検出されるおそれがあるため。
	にんじん及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	ヘキサコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるヘキサコナ ゾールが検出されるおそれがあるため。
	ライムの葉及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	パクロプトラゾール プロピコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるパクロブトラ ゾール及び基準値(0.01ppm)を超えるプ ロビコナゾールが検出されるおそれがあ るため。
	ドリアン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	プロシミドン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロシミドンが 検出されるおそれがあるため。
	レイシ(ライチ)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	トリシクラゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるドリシクラゾー ルが検出されるおそれがあるため。
	ごまの種子又は落花生を含む食品	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号 「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩 及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	サイクラミン酸	別表1の1によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれが あるため。

#### 別添1 <mark>(最終改正:令和5年3月22日)</mark>

対象国·地 域(注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ベネズエラ	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	2,4-ジクロロフェノキシ酢 酸	別表1の3によること。	に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の	基準値(0.01ppm)を超える2,4 - ジクロロフェノキシ酢酸が検出されるおそれがあるため。
ポーランド	乾燥いちじくを含む食品		総アフラトキシン(アフラトキシン $B_1$ 、 $B_2$ 、 $G_1$ 及び $G_2$ の総和)		平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。
南アフリカ	りんごジュース(原料果汁がりんごに由来 するものに限る。) 及び原料用りんご果汁	-	パツリン	<i>د</i> ،	平成26年12月22日付け食安発1222第5号「清涼飲料水等の担格其業の一部カモニ係る試験はこ	基準値(0.050 ppm)を超えるパツリンが検 出されるおそれがあるため。
ミャンマー	緑豆及びその加工品(簡易な加工に限 る。)	-	チアメトキサム	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるチアメトキサム が検出されるおそれがあるため。
ラトビア		別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキ シンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総 和)			総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含 有しているおそれがあるため。
リトアニア	ピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたも のに限る。	総アフラトキシン(アフラトキシン $B_1$ 、 $B_2$ 、 $G_1$ 及び $G_2$ の総和)		平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

#### (注1)当該国以外から輸出されたものを含む。

- (注 2)各検体について総アフラトキシンの検査を実施し、1検体でも $10 \mu g/kg$ を超える検体が認められたロットについては、全量、食品衛生法第6条第2号違反として措置すること。
- MFFB(percentage Moisture on a Fat-Free-Basis) = チーズの水分重量 / (チーズの重量 チーズの脂肪重量) × 100 (注3)MFFBとは、脂肪以外のチーズ重量中の水分含量(%)を指し、次式で求められる。